



平成29年5月22日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 中島 文明
(コード番号 5805 東証第1部)
問 合 せ 先 経営企画部法務・IR広報グループ長 北川 陽一
(TEL. 03-5404-6951)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催予定の当社第121期定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更を含む定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第121期定時株主総会において、株式併合および単元株式数の変更を含む定款一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	308,268,611 株
今回の併合により減少する株式数	277,441,750 株
株式併合後の発行済株式総数	30,826,861 株

（注）「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	20,870 名（100.0%）	308,268,611 株（100.0%）
10 株未満	282 名（1.3%）	718 株（0.0%）
10 株以上	20,588 名（98.7%）	308,267,893 株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は、10 株未満ご所有の株主様 282 名（所有株式数 718 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただけますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行証券代行部）までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	700,000,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	70,000,000 株

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 121 期定時株主総会において、株式併合および単元株式数の変更を含む定款一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 業務の効率化および経費構造の改善を図ることを目的として本社事務所を移転することに伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から川崎市に変更するものであります。

なお、本変更の効力は、平成 30 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずることとする附則を設け、その効力発生をもって本附則を削除するものといたします。

② 「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10 分の 1）に応じて現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を 700,000,000 株から、70,000,000 株に変更するとともに、当該株式の売買単位を 100 株に変更するため、現行定款第 8 条（単元株式数）に定める単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

なお、本変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生ずることとする附則を設け、その効力発生をもって本附則を削除するものといたします。

③ 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第 13 条（招集）第 2 項を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>700,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。 <u>2 株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地または川崎市内において、これを招集する。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>川崎市</u>に置く。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>70,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>附 則 <u>第1条 第3条の変更の効力発生日は、平成30年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日とする。なお、本附則は当該効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は当該効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 22 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 23 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日

(注) 1. 定款第 3 条 (本店の所在地) の変更は、平成 30 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、第 13 条 (招集) 第 2 項の削除は、平成 29 年 6 月 23 日に開催される当社第 121 期定時株主総会で承認可決されたことをもって、それぞれ効力が生ずることといたします。

2. 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017 年 9 月 30 日(実質的には 9 月 29 日)の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		→	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	3,000 株	3 個		300 株	3 個	なし
例 2	1,300 株	1 個		130 株	1 個	なし
例 3	685 株	なし		68 株	なし	0.5 株
例 4	6 株	なし		なし	なし	0.6 株

- ・例 1 では、特段のお手続きはございません。
- ・例 2 及び例 3 では、単元未満株式(効力発生後において例 2 では 30 株、例 3 では 68 株)がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただけます。
- ・例 3 及び例 4 において発生する端数株式数(例 3 では 0.5 株、例 4 では 0.6 株)につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例 4 では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株当たりの資産価値は 10 倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください

次のとおり予定しております。

2017 年 5 月 22 日	取締役会決議日
2017 年 6 月 23 日 (予定)	定時株主総会決議日
2017 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での最終売買日
2017 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
2017 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063
	東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
	電話:0120-782-031(フリーダイヤル)
	受付時間:平日 9 時~17 時(土・日・祝日等を除く)

以上